

「未適用の会計基準等に関する注記」の基準日等議論される

— ASBJ、過年度過及修正専門委

去る7月27日、企業会計基準委員会第33回過年度過及修正専門委員会を開催した。今回の委員会では、公開草案の意見募集を受け、論点の再検討を行った。

主な内容は以下のとおり。

① 「未適用の会計基準等に関する注記」の基準日

公開草案における「既に公表されている」という内容は明確ではなく、いつの時点において公表されている会計基準等がこの定め適用となるのか、基準日を設けるべきかについて検討する。

案1

IFRSと同様に基準日を設けず、サイレントとする。

案2

「決算日」を基準日とするが、それ以降に公表された会計基準等についても注記を行うことが出来るものとする。

案3

「監査報告書日」を基準日とする。

このうち、案2でどうか。

IASB公開草案「公正価値測定」等へのコメント対応、本格始動— ASBJ、金融商品専門委

去る7月27日、企業会計基準委員会第56回金融商品専門委員会を開催し、IASBの公開草案「公正価値測定」(5月28日公表、コメント期限は9月28日まで)や、論点整理(DP)「負債の測定に関する信用リスク」(6月18日公表、コメント期限は9月1日まで)へのコメント対応等について検討を行った。

また、IASBでは7月14日に公開草案「金融商品・保有区分及び測定」(コメント期限は9月14日)を公表しており、DPは本公開草案と併せてコメント対応を行っていく見込み。

今回は、「公正価値測定」(ED)へのコメント対応について紹介したい。

● EDの主な質問と事務局のコメント案

EDでは、公正価値測定を負債にも適用するとしているが、提案は適切か。

● コメント案

負債の公正価値測定に不履行リスクを反映する考え方には基本的に同意する。しかし、負債

の範囲については次の点を踏まえる必要がある。

① 報告企業の信用リスクの増大に伴い、利益や純資産が増加してしまふ。

② 企業の信用状況の低下は、一般に未認識の資産、すなわち自己創設のれんの価値の損失として同時に発生する。しかし、価値の損失は費用として報告されないため、誤解を招くおそれがある。

③ 負債には一般に活発な市場がなく、容易に第三者に移転

質問11
できない。

EDでは、財務諸表利用者が公正価値測定額を決定するにあたって用いられた手法やインプットを評価することができるように、また観察不能なインプット(レベル3)が用いられた場合の影響を評価できるように開示規定を提案している。これらの提案は適切か。

● コメント案

・ 作成者に追加的なコストが発生するため、開示対象については再度コスト・ベネフィットの検討が必要。
・ ヒエラルキー分類や、レベル3の調整表等は、作成者の負担が大きく、分類は企業ごとに異なることも多いので、利用者便益にも疑問がある。

収益認識、工事進行基準等個別論点の扱いが明確に

— ASBJ、収益認識専門委

去る7月31日、企業会計基準委員会第18回収益認識専門委員会を開催し、「収益認識に関する論点整理」の文案について審議した。なお、同論点整理は9月1日公表議決を予定している。

今回新たに事務局側から提案

があったのは「コメント提出者への質問」。これは収益認識の概念が大幅に変わるうえ、あらゆる企業に影響があるため、よりわかりやすい表記にしてほしいという意見を踏まえたもの。当該内容は大きく総論部分、各論部分の2つで構成されてい

る。特に各論部分については、次のように、より具体的な質問となっている。

【論点A】 工事契約の収益認識（工事進行基準等）

IASB・FASBが提案しているモデル（以下、「提案モデル」）では、個々の財やサービスに対する支配の顧客への移転に基づいて収益認識時期を判断するという原則を設けている。

これにあわせ、工事契約の収益認識に関しても工事の進捗に応じて、投下される財やサービスに対する支配が、そのつど顧客に移転する場合には進捗に応じた収益認識を、そうでない場合には目的物の完成引渡時期など、財やサービスの支配が移転する時点（多くの場合、一時点となる）で収益認識を行うという考え方に賛成するか。

【論点B】 複数要素契約

提案モデルによれば、顧客との契約で提供することが約束されている個々の財やサービスのうち、顧客への支配の移転時期が異なるもの（複数要素契約）については、それぞれ異なる履行義務とし、充足するつどに収益認識を行う。そのため、独立販売価格を見積って、顧客対価の額を識別された履行義務に配分する必要があるが、このような提案に賛成するか。

【論点C】 継続的関与

財やサービスの引渡し後にも、それらに関して、企業が何らかの形で継続的に関与している場合の収益認識について、個々の財やサービスに対する支配が顧客に移転したといえるかどうかという点のみで判断する提案モデルに賛成するか。

【論点D】 通常の商品販売の収益認識（出荷基準等）

これまで出荷基準を適用してきた取引についても、対象となる財についての支配が顧客に移転する時期に収益認識を行う基準に切り替えることに賛成するか。

【論点E】 割賦販売等の収益認識

回収基準や回収期限到来基準等の金銭の授受を基礎とした収益認識基準の選択肢をなくすことに賛成するか。

【論点F】 収益の総額表示と純額表示

顧客から受け取る額のうち、どの部分を収益として表示するかについての基本的な考え方として、企業が顧客に対して負っている契約上の義務の内容により、それに対応する部分のみを収益として表示するという考え方に賛成するか。

スーパーマーケットやコンビニで、買い手が商品を精算所まで運ぶのに抵抗感を抱く人は少ない。そんな利用者負担を当たり前にさせたセルフ販売方式は、駅の自動券売機や金融機関ATMを急速に普及させた。旅行代理店へ発券を依頼しても、自分で券売機による購入を選んでも、払込金額は同じだ。利用者の手間賃割引は考慮されていない。送金手続を自分で行っても、銀行は送金手数料を徴収している。社会のしくみはここ数年で大きく変化してきた。

そんな変化の中、1年間で4.5%も事業拠点が減少した産業がある。ガソリンスタンドだ。昨年度の減少数は1,967カ所で、14年連続の減少。昨年度末の営業拠点数は4万2,090カ所となった（資源エネルギー庁調べ）。倒産、廃業、閉店の増加で、無スタンド町村が今後増加するのは間違いない。

ガソリンスタンドの総数は減少しているがセルフ店は激増している。前年度末の数は7,774カ所だが、2003年度末は3,423カ所だった。5年で倍増の勢いだ。

ガソリンのセルフスタンドが解禁されたのは1998年。初年度は全国で設置されたのは85カ所にしか過ぎなかった。その後は

毎年倍増してきた。金融機関ATMがあつという間に普及したのと同様だ。

異なるのはガソリンスタンドの場合、セルフなら割安価格が要求される点だろう。券売機や金融ATMとは異なってセルフの見返りを、購入者が要求している。ATMなら、対面よりは安いのだが、それでも手数料を徴収できているのとは収益の構造が異なるわけだ。



セルフスタンドには、車両衝突防止設備の他、給油上の安全設備が設置されている。しかも、安全と売上管理の必要上、有人監視が不可避。セルフスタンド化するにはそれなりの新規投資が必要だとされている。セルフ化が人件費削減に繋がりが、その分、小売価格を引き下げて競争力を高めると

いう事業モデルではない。わが国の制度は有人セルフだ。しかも、日本では普通車の保有台数が減少に転じてきている。昨

年度末では147万638台（国土交通省「自動車保有車両数統計」）。家用自動車の総台数はなおも増加傾向にあるが、これを牽引しているのは軽自動車。ガソリン総消費の面では下降に向かっている。

市場規模が萎み始め、他方で原価削減が困難な分野では収益構造の見直しが必要となる。合理化を目指しただけのセルフ給油化経営の困難さは、総数減が示している。

インターネットで検索してみると、セルフ給油の設備を導入しても、対面販売以上に人手を増やして成功している事例が数多く紹介されている。他の付帯サービスで収益を拡大させるモデルだ。コピーやプリンター機器の売買差益よりも、サプライ商品で収益を確保したり、ゲーム機ではなくソフト販売を収益源とするのと同じ収益モデルの多様化だ。

PC本体で収益を確保するのではなく、ネット接続サービスで長期的に回収していく商法の登場を自動車にあてはめれば、ガソリンを売るために車両は無料利用走行距離に応じて料金を徴収する、という時代がいずれ来るのかもしれない。物販輸出大国の住民には恐ろしい話ではあるが。

（神保敏明）

加藤治彦・新長官インタビュー

— 国税庁

去る7月に第41代目国税庁長官に就任した加藤治彦氏は国税記者クラブと会見し、就任にあたっての抱負などを語った。

● 就任にあたっての抱負

適正・公平な課税の実現や、納税者利便の向上など、国税庁の任務使命を果たすために労苦を厭わず働いていきたい。5万6千人の組織の長官として、長い歴史の中で培ってきた信頼や、重みを大事に受け継いだと、プラス面も作り出していければと考えている。

● 内部事務の一元化

効率化を図り、納税者の利便を追求するため、内部事務の一元化が21事務年度から全税務署でスタートした。これに関しては、気を引き締めて円滑に対応していきたい。また、1年目であるがゆえに、実施状況をみながら柔軟に執行していきたい。

● e-Taxの普及について

昨年9月に決定した「オンライン利用拡大行動計画」では、平成25年に65%達成という目標が掲げられた。そこで、e-Taxの普及を進めていくにあたっては、内外の協力を軸とした次の3点が重要ではないかと考えている。



- ① 使い勝手の向上のための改善を行うなど国税庁としてできることは、積極的に行っていく。
- ② 地方公共団体等との協力（認証基盤の普及など）
- ③ 税理士会等や関係民間団体等との連携

● 国際取引事業について

国際課税における問題は、大きく2点挙げられる。1つめは、租税回避行為の防止である。この点に関しては、今回の経済危機を契機に国際的な認識が非常に高まっている印象がある。たとえば、G20でも各国間での情報提供・協力関係を重視していく動きがあった。われわれとしても公平な課税の実現に向けて、租税回避行為に対しては厳正に対処していきたい

いと考えている。

2つめは移転価格などに代表されるような、各国間との課税権の調整である。納税者が二重課税等の不利益を被らないためには、事実関係を把握して適正な課税が実現されるよう努力していくことが必要であると考えている。

いずれの課題も重要なものとして捉えている。

● 滞納整理と滞納未然防止について

景気低迷情勢ではあるが、納税者の方々には「納税」の意義や重要性を考えて、優先的に納税に取り組んで頂きたい。そのためにも、広報を含めた積極的な働きかけを行うとともに、いろいろな状況下の滞納には、実態に応じた配慮はしていきたい。

● モットーは「信頼」

仕事においては、何事も信頼が基礎になっていると考えている。信頼があつてはじめて話を聞いてもらえるし、国税庁という組織が評価してもらえるの、信頼関係が構築されているためではないだろうか。

加藤氏は、最近、休日には散策に出掛けることが多いという。国税庁の新長官としても精力的なリーダーシップを発揮することが期待される。

経理用語の豆知識

連結財務諸表に関する会計基準



平成22年4月1日以後実施される企業結合および事業分離等に関する会計処理および注記事項から適用される（早期適用も可能）。連結財務諸表に関する会計基準では、以下の点で変更または取扱いが明らかにされている。

- ① 連結貸借対照表の作成に関する会計処理における企業結合および事業分離等に関する事項のうち、本基準に定めのない事項については当該会計基準の定めに従って処理すること。
- ② 連結貸借対照表の作成にあたっては、全面時価評価法（支配獲得日において、子会社の資産および負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法）により評価すること。
- ③ 支配獲得時における投資と資本の相殺消去によって負のれんが生じると見込まれる場合には、子会社の資産および負債の把握ならびにそれらに対する取得原価の配分が適切に行われているかどうかを見直し、なお生じた負のれんについては、当該負のれんが生じた事業年度の利益として処理することになる。

金融

日米中央銀行の温度差で増幅される市場の不確実性

日銀は、2009年上半期（1月～6月）の金融市場リポートを発表した。

中身は、昨年後半に急速に高まったようなリスク警戒感が薄れ、2009年3月頃から徐々に市場にはリスクテイクの機運がみられるようになってきたものの、世界経済の脆弱性や市場のリスク警戒感はおお強いといった趣旨になっている。この

経済の脆弱性やリスク警戒感が個人消費抑制を通じて米国経済へ与える負の影響や信用増加

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2009年7月31日	空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長に関する内閣府令	金融庁	本年7月31日までの時限的な措置として講じられていたが、平成21年10月31日まで延長された。	—

証券

日立の子会社上場路線に転機

策の効果抑制というマイナス材料が足かせとなって、米金融機関の経営状況の改善にはかなり悲観的だ。米国の4-6月期の金融機関決算が揃って好決算となっていただけに、表向きのニュースヘッドラインとは真逆の日銀リポートとなった。

もちろん、銀行本来の預貸業務よりも市場トレーディングでの収益が目立ったため、今回は疑問符つきの好決算だったことは一部でも指摘されているとおりが、住宅市場など一部の強気の経済指標をもって、景気に対して日本国内で感じるよりも米国では楽観論が広がっていることは確かである。実際に米連邦準備理事会(FRB)のバーナンキ議長が7月21日に行った下院での議会証言では、雇用悪化、住宅価格の下落には懸念を表明したものの、むしろ重点はインフレ予防型の金融政策への転換、いわゆる「出口戦略」に関心が向いているようだ。

一方で、先日スイスで行われた国際決済銀行年次コンファレンスで白川日銀総裁が示したように、日本ではマクロブルーデンスのアプローチを重視するということだろう。このように日米で中央銀行のスタンスが異なる点が市場の不確実性を増す新たな投機資金を動かす要因となるのは皮肉な話だ。

現在の大不況の象徴となっているのは、自動車のトヨタと電機の日立製作所である。日立は21年3月期に日本の製造業の歴史上、最大となる7、873億円の最終赤字を計上した。経営トップは交替したが、辞任社長よりも新任社長の方が年上で、子会社からのカムバックという異例の就任となったため、複雑な反響を呼んだ。

その新トップが動いた。日立の経営改革の第1弾として、上場子会社5社を完全子会社化することを決めた。TOB(株式の公開買付け)によって子会社株式を取得、5社は非上場となる。

5社は現段階ではそれほど大きくなく、日立の収益を左右するほどの存在ではない。「社会イノベーション事業」の強化という方針に照らして、その中核となりうる子会社を選ばれた。情報通信の(株)日立情報システムズ、日立ソフトウェアエンジニアリング(株)、(株)日立システムアンドサービス、社会インフラ構築の(株)日立プラントテクノロジー、リチウムイオン電池の日立マクセル(株)の5社である。

日立は成長分野で親子の協力による相乗効果を期待し、グループ全体としての収益回復・向上を目指す。子会社が上場のままであれば、利益の多くは社外流出してしまうが、完全子会社とすることで、それを内部に留め、企業価値の上昇、株価上昇に結びつけたい。

今回の日立の決定は、グループ運営をグループ各社の自主独立、子会社上場という伝統的な方式から親会社への権限集中方式へと転換する画期的なものである。ただ、日立の株価の動きは、計画発表前に少し上昇しただけで、発表後はあまり芳しいものではなかった。収益回復の道がただちに見えてくるわけではなく、むしろ日立がこれから増資に走り、株式供給が増加するのではないかとという警戒を招いたようだ。

しかし、日立の今回の決定は株式市場の抱える親子上場という問題の観点からも注目される。親子上場には海外投資家などから批判が強い。親会社のご都合主義に支配され、子会社株主の利益が軽視される傾向がある、というのがその基本的な理由である。

親子上場の代表が日立である。今回、5社が非上場となっても、なお1社が上場されている。子会社上場の見直しは今回

で終わりではあるまい。日立以外にも同様の課題を抱えている企業は少なくない。

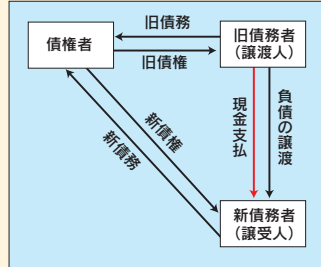
訂正とお詫び

本誌の掲載内容に誤りがございました。読者の皆様にご迷惑です。誠に申し訳ございません。以下のように訂正をさせていただきます。

◆2009年7月20日号(No.1221)43頁

・図表1「負債の譲渡」におきまして、「現金支払」の矢印の向きを次のように訂正致します。

(図表1) 負債の譲渡



◆2009年8月10日号(No.1223)59頁

・図表3 売上高別・重要な欠陥開示企業数

「200億円以上400億円未満」

10社を

「200億円未満」30社を

9社に訂正。

「200億円未満」31社に訂正。

上段より2段目、後から2行目

「56社中30社」を

「56社中31社」に訂正。

・最下段21行目

「である企業は26社」を

「である企業は27社」に訂正。